

主任介護支援専門員更新研修の受講対象者の要件	
1	○ 法定研修の企画担当者、研修講師、ファシリテーター又は実習指導者
2	○ 下記(1)に規定する法定外研修を、下記(2)のとおり受講した者 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(1) 法定外研修の要件 次のア～エの全てに該当する研修であること。</p> <p>ア 主催者 次のいずれかの団体が主催すること。 ①地域包括支援センター ②岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会 ③岩手県介護支援専門員協会 ④その他職能団体等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【県内】岩手県社会福祉士会、岩手県介護福祉士会、県・市町村・保険者、 岩手県・市町村社会福祉協議会、岩手県訪問看護ステーション協議会、 介護労働安定センター岩手支部</p> </div> <p>【県外】日本介護支援専門員協会、日本ケアマネジメント学会、日本社会福祉士会、日本介護福祉士会、全国訪問看護事業協会</p> </div> <p>イ 研修内容 主任介護支援専門員の資質の向上に必要な知識技術に係るものであること。</p> <p>ウ 研修時間 講義又は演習(グループワーク等)の時間の合計が、<u>1回につき3時間</u>程度であること。</p> <p>エ 修了証明 主催者から修了証明書が交付される等、研修の受講証明が行われること。</p>

オ 受講回数
主任介護支援専門員更新研修受講の前年度において、(1)に該当する研修を、4回以上受講していること。ただし、1回につき3時間を超える研修は、3時間ごとに1回の受講として取り扱う。

カ 演習が含まれた研修の受講
オで規定する4回のうち、必ず1回は90分以上の演習が含まれた研修を受講していること。
※カは、平成29年度主任更新研修受講者から適用

